

国立大学法人奈良教育大学教育学部次期教育課程策定検討委員会規則

平成28年10月12日
制 定

(趣旨)

第1条 平成28年度に改正予定の教育職員免許法及びその他関連規則等に対応した奈良教育大学(以下「本学」という。)教育学部における教育課程の在り方について検討するため、学長の下に、国立大学法人奈良教育大学教育学部次期教育課程策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力向上に向けて」での教員の養成段階における改革内容の趣旨等を踏まえ、本学教育学部の次期教育課程の策定に関わって、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 平成31年度以降入学者に適用する新たな教育課程に関する事。
- 二 新たな教育課題への対応に関する事。
- 三 カリキュラム・フレームワークの見直しに関する事。
- 四 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しに関する事。
- 五 その他、次期教育課程の策定に関し必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(教育担当)
- 二 教授会及び教職大学院会議において選出された評議員 若干名
- 三 学長補佐(教育課程担当)
- 四 学長補佐(就職担当)
- 五 学長補佐(入試担当)
- 六 教育課程開発室から選出された室員 若干名
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号、第六号及び第七号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長(教育担当)をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を補佐する者として、副委員長を置く。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員会の検討項目に関する専門部会を置くものとする。

- 2 その他専門部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教育研究評議会、教授会の意見聴取)

第9条 委員長は、委員会で決定すべき重要な事項について、事前に教育研究評議会ならびに教授会の意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第10条 委員長は、委員会で審議した事項を学長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、「奈良教育大学教育学部次期教育課程策定方針等に関する報告書」を平成29年3月31日までに作成し、学長に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、教務課が総括する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。